

国保
のお知らせ

◆国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方へ

令和2年(2020年)4月1日～3年(2021年)3月31日に受診した人間ドック検診料の一部を助成します

国民健康保険(実施年度中40歳以上の方)または後期高齢者医療制度加入者の人間ドックに要した費用の一部を助成します。詳しくは5月下旬に発送予定の健康診査受診券に同封するチラシをご覧ください。

◆国民健康保険税の仮徴収額変更
◆国民健康保険税の納付方法選

の国民健康保険税を年金からの差し引きで納付する予定だった方のうち、納付方法を変更した方に、仮徴収額変更通知書を5月15日(金)に発送します。該当の方は、7月から口座振替または納付書での納付となります。

◆国民健康保険税の納付方法選
8月以降、令和2年度(2020年度)の国民健康保険税を新たに年金からの差し引きで納付予定の方に、納付方法選択についてのダイレクトメールを送ります。

◆市・県民税の特別徴収税額の通知書を送ります
令和2年度(2020年度)の市・県民税を給与から差し引きで納めていただく方の税額通知書を、5月15日(金)に勤務先へ発送する予定です。

◆納税通知書を送ります
令和2年度(2020年度)分の固定資産税・都市計画税の納税通知書と納付書を5月1日(金)に、軽自動車税(種別割)の納税通知書と納付書を5月7日(木)に発送します。

税のお知らせ

◆市・県民税の特別徴収税額の通知書を送ります
令和2年度(2020年度)の市・県民税を給与から差し引きで納めていただく方の税額通知書を、5月15日(金)に勤務先へ発送する予定です。

◆納税通知書を送ります
令和2年度(2020年度)分の固定資産税・都市計画税の納税通知書と納付書を5月1日(金)に、軽自動車税(種別割)の納税通知書と納付書を5月7日(木)に発送します。

◆国民健康保険加入・喪失の手続きはお済みですか
加入手続き: 勤務先への健康保険加入届出後、別の健康保険に加入していない方

健康保険資格喪失証明書または退職証明書・離職票など健康保険を喪失した日付が確認できる書類、印鑑、本人確認書類、年金手帳(20歳以上60歳未満で、国民年金の手続きが必要な方のみ) 喪失手続き: 国民健康保険に加入していたが新たに別の健康保険に加入した方

た人数分)、印鑑(印直接国民健康保険課、北部・南部出張所へ)
* 同居所、同世帯のご家族以外の方が手続きを行う場合は、原則、委任状が必要です
* 国民健康保険課で手続きを行う場合はマイナンバーカードまたは通知カードが必要です

◆5月は自動車税(種別割)の納期です
納税通知書は、5月7日(木)に発送します。

◆休日納税窓口を開きます
5月3日(祝)・17日(日)・6月7日(日)、午前9時～午後3時

◆5月は自動車税(種別割)の納期です

越谷cityメール
配信サービス
をご利用ください

市では、市内の災害情報や防災行政無線の放送内容、防災行政無線で放送された迷い人の発見のお知らせ、新型コロナウイルスに関する情報などを携帯電話やスマートフォン、パソコンへお届けするメール配信サービスを行っています。



〈配信内容〉
▷ 災害・防犯・防災行政無線... 災害情報や不審者情報、防災行政無線の放送内容、防災行政無線で放送された迷い人の発見のお知らせ
▷ 健康・医療... 休日当番医、連休中の医療機関、健(検)診のお知らせ等
▷ 市政情報・お知らせ... 市政参画に関する情報、テレビ広報番組放送日、市からののお知らせ等
▷ イベント案内... イベント案内・中止のお知らせ等
▷ 子育て... 子育て講習等

問 広報広聴課 ☎963-9117

◆市・県民税の課税(非課税)証明書について
令和2年度(2020年度)平成31年度(2019年度)の市・県民税課税(非課税)証明書の発行の開始は、次のとおりです。

◆5月は自動車税(種別割)の納期です
納税通知書は、5月7日(木)に発送します。

◆休日納税窓口を開きます
5月3日(祝)・17日(日)・6月7日(日)、午前9時～午後3時

◆5月は自動車税(種別割)の納期です

◆5月は自動車税(種別割)の納期です

平成31年度(2019年度)

均等割額 軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+28万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)) 以下
2割軽減	33万円+51万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)) 以下

令和2年度(2020年度)から

均等割額 軽減割合	世帯主および同一世帯内の被保険者の前年中の総所得金額等の合計額
7割軽減	33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+28.5万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)) 以下
2割軽減	33万円+52万円×(世帯に属する被保険者数+世帯に属する特定同一世帯所属者数(※)) 以下

(※)国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、その後も世帯主が変わらず、継続して同じ世帯にいる方

国民健康保険税の均等割額軽減判定の基準所得額が変わります

国民健康保険税を公平に負担していただくために行われた国の税制改正に伴い、令和2年度(2020年度)から均等割軽減判定の基準所得額が左表のとおり変わります。軽減判定には、世帯主および16歳以上で国民健康保険に加入している方全員の前年中の所得申告が必要です。また申告をしていない方は、前年の所得をご申告ください。なお、軽減判定は自動で行い、軽減該当世帯については、軽減後の税額が通知されます。

文化総合誌

「川のあるまち」越谷文化」
第39号の掲載作品を募集します

「川のあるまち」は、市民の皆さんの作品で作る文化総合誌です。詳しくは生涯学習課等で配布する募集要項をご覧ください。募集要項はホームページからも印刷できます。